イ　各根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後、２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付する。

ウ　各根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後、２週間以内に、極度額を別表11－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産）」及び別表11－１－２「存続する担保権一覧表(処分を予定する不動産)」の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑶　担保権の消滅時期

別表11－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産）」及び別表11－１－２「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の担保権は、第３章第１節第１の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。

２　所有権留保にかかる更生担保権

⑴　担保権の存続

別表11－２－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する所有権留保物件）」及び別表11－２－２「存続する担保権一覧表（処分を予定する所有権留保物件）」記載の所有権留保にかかる担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

⑵　担保権の消滅時期

別表11－２－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する所有権留保物件）」及び別表11－２－２「存続する担保権一覧表（処分を予定する所有権留保物件）」記載の所有権留保にかかる担保権は、第３章第１節第２の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。

３　リースにかかる更生担保権

⑴　担保権の存続

別表11－３「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

⑵　担保権の消滅時期

別表11－３「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースにかかる担保権は、第３章第１節第３の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。更生会社はリース期間が満了するまでリースにかかる担保権の目的物の使用を継続することができる。

４　株式にかかる担保権

⑴　担保権の存続

別表11－４「存続する担保権一覧表（株式）」記載の株式にかかる担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

⑵　担保権の消滅時期

別表11－４「存続する担保権一覧表（株式）」記載の担保権は、第３章第１節第４の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。

５　動産売買先取特権に基づく更生担保権

⑴　担保権の存続

売買代金債権にかかる担保権は、更生計画認可決定後も、別表11－５「存続する担保権一覧表（動産売買先取特権に基づく更生担保権）」記載の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

⑵　担保権の消滅時期

別表11－５「存続する担保権一覧表（動産売買先取特権に基づく更生担保権）」記載の担保権は、第３章第１節第５の２の定めに基づき、弁済を完了したときに消滅する。

６　預金にかかる更生担保権

⑴　所有権留保物件を目的とする更生担保権であったものが、更生計画認可決定日までの間に、当該物件の売却により、売却代金から第３章第１節第１の２⑵ア②に定める各諸経費を控除した金額が預金として預け入れられ、これに更生担保権者のための質権が設定された場合、当該担保権は、更生計画認可決定後も当該預金額の限度で存続する。

⑵　上記⑴記載の担保権は、担保権の放棄を受けたとき、または、管財人が第３章第１節第６に基づき弁済する日の２週間前の日から弁済をする日の前日までに、当該担保権者に対して預金の払戻しを求めたときは、当該預金の払戻しを求める書面が当該担保権者に到達したときに、当該預金にかかる担保権は消滅する。この場合、当該担保権者は、当該預金の払戻しのために必要な手続を行わなければならない。

第２　担保権消滅時の措置等

１　本更生計画に基づき、担保権が消滅した場合において、当該担保権につき担保権設定登記がなされている場合は、当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

２　管財人が、処分を予定する不動産、動産又は株式を売却する場合は、当該不動産、動産又は株式を売却することについて裁判所の許可を得たときに、当該不動産、動産又は株式にかかる担保権は消滅する。この場合、当該担保権につき担保権設定登記がなされている場合は、当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第２節　消滅する担保権

第１　消滅する担保権

別表12「存続しない担保権一覧表」記載の担保権は、更生計画認可決定の時に消滅する。

第２　抵当権及び根抵当権の抹消に関する登記手続

当該担保権につき担保権設定登記がなされているときは、当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第３節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、更生会社が負担する。

第５章　未確定更生担保権の取扱い

第１節　査定の申立て及び価格決定の申立て

別表10「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権については、管財人が同表「更生担保権として認めない額」欄記載のとおり「認めない」旨の認否をしたため、同表記載の債権者から、「更生担保権査定申立額」欄記載の額について査定の申立て及び価格決定の申立てがなされ、現在係争中である。

第２節　未確定更生担保権の措置

第１　確定前の取扱い

別表10「未確定更生担保権一覧表」記載の更生担保権査定申立額のうち一般更生債権として認める金額については、更生担保権が確定するまでの間、一般更生債権と同様に取り扱うこととし、第３章第３節の定めに従って弁済する。

第２　確定後の取扱い

別表10「未確定更生担保権一覧表」記載の未確定更生担保権が確定したときは、更生担保権として確定した額については第３章第１節の定めを、一般更生債権として確定した額については第３章第３節の定めをそれぞれ適用する。この場合において、上記第１による既払額は、それぞれ権利変更後の弁済額の分割金に充当し、充当後において弁済期が経過した未払額がある場合には、その金額を加算して、確定後の最初の弁済期に弁済する。但し、この場合、利息は付さないものとする。

第３　担保権等の措置

第４章第１節第１の２⑴の定めにかかわらず、別表10「未確定更生担保権一覧表」記載の未確定更生担保権の額が、別表７－２－１「更生担保権弁済計画表（継続使用を予定する所有権留保物件）」記載の更生担保権として認める確定更生担保権額を超過する金額で確定したときは、別表11－２－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する所有権留保物件）」記載の所有権留保にかかる担保権は、更生計画認可決定後も、上記確定後の金額の限度で存続する。